#### ほけんとふくし

### 農業委員会からのお知らせ〈農地転用〉について

問 飯舘村農業委員会 ☎0244-42-1621(産業振興課農政第一係内)

農地または採草放牧地(原野)の売買・贈与・貸し借り等には〈農地法第3条〉の許可が必要です。

農地(田・畑)または採草放牧地(原野)の所有権移転(売買、贈与など)、賃借権設定、その他の使用貸借などを行う場合には、農地法第3条の規定により、農業委員会の許可を受ける必要があります。詳細は農業委員会に事前にご相談ください。

# 農地転用には〈農地法第4条または第5条〉の許可が必要です。

「農地法第4条」とは、農地の所有者が自ら農地を農地以外(宅地など)にする場合です。「農地法第5条」とは、農地を農地以外(宅地など)にする目的で売買したり、貸し借りする場合です。

#### 農地転用とは▶

農地(田・畑)または採草放牧地(原野)を住宅や太陽光発電設備・事務所・駐車場・ 資材置場など農地以外のものにすることをいいます。工事などで一時的に農地を資 材置場や残土捨場として使用する際も農地転用の許可が必要になります。

#### 転用の許可を受けるには▶

農業委員会へ申請書の提出が必要です。農業委員会で内容を審議後、意見書を付して県へ進達し、県知事が許可をすることになります。また、その農地が農振農用地区域(農振地域)の場合は、あらかじめ農振農用地区域(農振地域)から除外(農振除外)をしておく必要があります。

#### 許可なく転用したら▶

無断で転用した場合には、農地法違反となり、工事の中止や原状回復などを命ぜられることがあります。これに従わない場合には、罰則として3年以下の懲役または、300万円以下の罰金が科せられる場合があります。

許可を受けたら

上記の許可を得ただけでは、土地の所有権移転や地目変更、分筆の登記はされません。 許可を受けたまま登記をしないで放置しておくと、後々トラブルの原因にもなります。 自己の権利を守るためにも、早めに登記を行うようにしましょう。

### いいたて美しい村づくり推進条例の届け出について

間 飯舘村村づくり推進課企画定住係 ☎0244-42-1613

令和2年7月1日に施行された「いいたて美しい村づくり推進条例」により、下記の開発行為を開始する際に村の許可が必要となりました。また、既存の建築物・工作物につきましても、景観や環境に悪影響を及ぼすと判断される場合には、「いいたて美しい村づくり推進審議会」へ意見を伺い、指導・命令等を行う場合がございます。なお、高さ13m以上の携帯電話基地局の新設など、福島県景観条例における手続きが必要な工事につきましても、別途、届け出が必要ですので、県の手続きを行う前に本村までご相談ください。



詳しくは村HPで ご確認ください

#### 届け出が必要な開発行為

- 再生可能エネルギー発電設備の設置のための行為(建築物の屋根または屋上に設置する設備は除く)
- 一般廃棄物処理施設の設置のための行為
- 産業廃棄物処理施設の設置のための行為
- 屋外広告物の設置のための行為(設置から撤去までの期間が概ね10日間程度である屋外広告物は除く)
- 大規模な建築物・工作物に関する行為 高さ13m超または建築面積1,000㎡超の建築物または工作物の新築・移築・ 増改築・外観に影響を及ぼす修繕・模様替えおよび色彩の変更
- 大規模な堆積に関する行為 屋外における高さ3 m超または使用する土地の面積が500㎡超となる物件の堆積。ただし、建築物等の工事に伴う一時的な資材等の堆積は除く
- 上記1~6の準備のための工事(支障木伐採等)
- ※村に届出書の提出があってから、許可または不許可の通知を行うまで、2か月程度の期間を見込んでおります。

# topic! 話題

# 県立医大の実習が行われています 村民を対象にレクリエーション実習

村が包括連携協定を結ぶ福島県立医科大学・保健科学部作業療法学科の実習が、村内で続いています。7月1日・8日には、同学科の1年生が、「基礎作業学実習I」の授業として、いちばん館で「レクリエーション実習」を行いました。学生の皆さんは、企画や運営、参加者とのコミュニケーションを通して、作業療法としてのレクリエーションの活用やコミュニケーションスキルを学びます。

今回の実習には、サポートセンター「つながっぺ」 の利用者をはじめ各地域の皆さんが協力。学生との 交流やレクリエーションを大いに楽しんでいました。





学生の渡邊沙耶さん(右)とレクリエーションに参加した坂井正子さん(飯桶町)

## 本田先生に聴く

# こころと からだと いのちの詩

第1回 メンタルケアについて

家庭でも重視されるよう こと。 話篇の中で繰り をすることが、自分の務め は、まさに、「心の世話」の 中で、心の なってきたの 康に生きて も、そして社会的にも 支援 ます。近年、 ラテスは、「魂の世話 学 気を配ったり 一代ギリ 。すべて す 会的問 う意味のことを、対 したり、 メンタル 健康を保 0) 人が、体 心の深刻 職 返し述べ 場でも 、さまざ 哲 身の るよう ケア ルケ 健

そいホッ とです る人や 記の飯舘村健康 亮二医師は、 被害が生じました。 環境にも重大で長年続く 康係・ふくここライン・よ 大きな痛手をこう 相談の う言葉で、この 抱え込まず 診療を続けている蟻塚 組むことの重要性を訴 上波後 県は ます 県民 0 リニックで、長 原発災害によ 一番大切 「心の災害」と 福祉 問題に取 大 るこ なこ



いいたてクリニック 本田 徹 先生

医師として国内外の 医療現場で活躍。阪神・淡路大震災、東日本大震災の被災地で も最前線で医療に携わりました。現在は 飯舘村在住で「いい たてクリニック」の診 療(火曜日)と訪問診 療を行っています。

#### 《飯舘村のこころ・からだの相談窓口》

飯舘村健康福祉課健康係☎0244-42-1637 月~金曜日8:30~17:15(祝日・年末年始を除く)

#### 《被災者相談ダイヤル》

東日本大震災による避難生活での不安や気持ちが落ち着かず誰かに話をしたい時など ふくここライン☎0120-783-295 月~金曜日9:00~12:00/13:00~17:00(祝日·年末年始を除く)

《よりそいホットライン》(社会的包摂サポートセンター)

24時間、様々な悩み相談に対応。通話料無料、携帯電話からも通話可能 岩手・宮城・福島県から☎0120-279-226/岩手・宮城・福島県以外から☎0120-279-338



16